

## 職員等の旅費に関する規則

〔平成7年3月31日〕  
規則第29号

改正 平成13年3月21日規則第2号 平成17年3月18日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員等の旅費に関する条例(平成7年条例第24号。以下「条例」という。)第24条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員以外の者の旅費)

第2条 条例第3条第2項の規定により、職員以外の者に対して支給する額は次のとおりとする。

- (1) 研修及び講習の講師として派遣を求めた者は、管理者相当額
- (2) 特別の調査研究を依頼して派遣を求めた者は、管理者相当額
- (3) 前2号に規定するもの以外の者は、管理者が用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、管理者相当額又は一般職の職員の例で計算した額

2 前項の者の鉄道旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合いにより、所定の等級に応じた旅客運賃又は急行料金を支給する必要がないと認められる場合には、その等級に応じた旅客運賃又は急行料金を支給しないことができる。

(旅行取消等の場合における旅費)

第3条 条例第3条第4項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するために支払った金額で、所要の払い戻し手続をとったにもかかわらず、払い戻しを受けることができなかった額とする。ただし、その額は、その支給で受ける者が当該旅行について支給を受けることができる鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(日当を支給しない地域)

第4条 条例第11条第2項の規則に定める地域は、次に掲げる地域とする。

- (1) 豊岡市内
- (2) 養父市
- (3) 朝来市
- (4) 美方郡
- (5) 京都府京丹後市

(構成地内の出張旅費)

第5条 職員が構成地内に出張する場合において、出張命令権者が、鉄道、自動車等の

利用を必要と認める場合に限りその実費を支給する。この場合において公用車を利用したときは、鉄道賃及び車賃は支給しない。

( 宿泊料の特例 )

第6条 鉄道 480 キロメートル以上又は陸路 140 キロメートル以上の旅行で、固定宿泊施設に宿泊しない場合における宿泊料の額は、条例第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、同項定額の 2 割減とする。

( 研修等の旅費 )

第7条 条例第 15 条に規定する日額の支給については、次のように定める。

- (1) 兵庫県自治研修所等に入所のため旅行する場合は、日当定額の 5 割相当額を日額旅費として支給する。
- (2) 自治大入校に入所するため、旅行する場合は、日当定額の 7 割相当額を日額旅費として支給する。
- (3) 講習、訓練その他これに類する目的のため、前 2 号以外の寄宿舍等に宿泊するときは、その寄宿舍等に支払った実費額と日当額の 5 割相当額を加算した額を日額旅費として支給する。ただし、1 日につき 3 食の食事の全部又は一部の提供を受けることができない場合は、1 食につき 400 円をさらに加算して支給することができる。

2 前項の日額旅費は、研修等の目的地までの往復のため、普通旅費の支給を受ける期間は、これを支給しない。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 13 年 3 月 21 日規則第 2 号 )

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 17 年 3 月 18 日規則第 11 号 )

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。